

# 傷病手当を申請される方へ

## 支給対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

注意: 治癒した場合、支給対象期間はその前日までとなります。  
その場合は、安定所までご連絡ください。

## 申請期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

申請方法につきましては、以下の書類を本人または代理人が持参（2階24番窓口）、もしくは郵送（できるだけ簡易書留でお願いいたします）でご提出ください。

- ※ 代理人での申請の場合は、委任状および委任された方本人を確認できる証明（運転免許証、住民基本台帳カード等）が必要です。
- ※ 途中で働けるようになった時は、必ず安定所まで連絡をお願いします。

## 提出書類

- ① 傷病手当支給申請書
- ② 雇用保険受給資格者証（写真付のカード）
- ③ 失業認定申告書（基本手当からの切り替えの方）
- ④ 郵送の場合は返信用の封筒（返信先を記入した封筒）

申請書類提出先とお問い合わせ

〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19

福岡中央公共職業安定所

雇用保険給付課 傷病手当担当

TEL 092-712-8609 (11#)



# 傷病手当支給申請書

※ 帳票種別

12209

1. 支給番号

□□-□□□□□□□□

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外)  
1 未支給

3. 支給期間 (初日)

(末日)

□-□□□□□□□□ (4 平成)  
元号 年 月 日 5 令和

4. 傷病日数

□□□

5. 特例日額不支給日数

□□□

6. 内職 (労働日数-収入額)

□□□-□□□□□□□□

7. 公害補償手当減額分

□□□□□□□□

傷病手当不支給日数

□□□□

本人	1 申請者 氏名	2 性別 男・女	3 生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
	4 傷病の名称及びその程度	年 月 日から就労可能			
	5 初診年月日	令和 年 月 日	6 傷病の経過	令和 年 月 日	治ゆ・転医 中止・継続中
	7 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	日間	
医師	8 上記のとおり証明する。	令和 年 月 日	(電話番号	)	
	診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名				
本人	9 同一の傷病により受けることのできる給付	第2面の注意の3の中から選んでその番号を○で囲ってください。		(1)	(2)
	10 9の給付を受けることのできる期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	日間	
	11 傷病手当の支給を受けようとする期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	日間	
本人	12 内職若しくは手伝いをした日、又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあった日	月 日	収入額 円 何日分の収入か 日分
		月/月/月	収入のあった日	月 日	収入額 円 何日分の収入か 日分
		日/日/日	収入のあった日	月 日	収入額 円 何日分の収入か 日分
雇用保険法施行規則第63条第2項の規定により上記のとおり傷病手当の支給を申請します。					
		令和 年 月 日	申請者氏名 _____		
		公共職業安定所長 地方運輸局長 殿	支給番号( _____ )		
※ 処理欄	支給期間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	日間	
備考					

※	所属長	次長	課長	係長	係	操作者
---	-----	----	----	----	---	-----

**注 意**

- 1 この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 9欄は、7欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。
  - (1) 健康保険法による傷病手当金
  - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付
  - (3) 船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金
  - (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
  - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 10欄には、7欄の期間のうち、9欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、9欄で2以上の番号を○で囲んだ場合には、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 12欄には、7欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。